

令和6年度在宅療養支援病院等整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、在宅療養支援病院等整備事業費補助金については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号、以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、滋賀県内の病院の機能分化を促進し、増大かつ多様化する在宅療養ニーズに対応できるよう、在宅療養支援病院の機能強化を図ることを目的とする。

(補助金の対象等)

第3条 補助の対象とする事業は、対象病院が、訪問診療の強化、地域連携の推進、看取り機能の強化等を行うために必要な事業として、知事が適当と認める次の各号に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。なお、補助の対象経費は、消費税および地方消費税を除く額とする。

(1) 訪問診療や往診等に必要となる訪問診療用備品（訪問診療用自動車、医療資器材、タブレット型コンピュータ）および院内拠点の環境整備に必要となる備品（webカメラ、マイク・スピーカー、大型モニタ）の整備

ただし、助成対象は当該年度内に他の補助金により助成対象としていない備品に限り、またタブレット型コンピュータの購入に際しての助成対象は、①購入したタブレット型コンピュータで滋賀県医療情報ネットワーク「びわ湖あさがおネット」を使用すること、②購入したタブレット型コンピュータを法定耐用年数が経過するまで訪問診療の業務に使用することを誓約できることを要する。

(2) 地域の連携促進に資する住民啓発の実施や多機関連携研修会、会議等の開催

(3) 意思決定支援や看取り機能を強化する研修会の開催

2 補助の対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす滋賀県内の病院。（在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院、地域医療支援病院等の病院）

(1) 訪問診療を行う実患者数を前年度よりも増加させる計画があること。

(2) 地域の診療所等のバックアップ体制を構築している、あるいは構築する計画があること。

(3) 地域住民への講演会や多職種・多機関連携の研修会など、住民啓発や地域連携に資する取組を実施あるいは計画していること。

(4) 「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等に基づく患者の意思決定支援や看取りに関する院内マニュアルを策定していること。

(補助金の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第1欄に定める基準額と、第2欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

- (2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率および補助限度額により得た額を交付額とする。

(事業計画の策定)

第5条 補助事業を実施しようとする者は、事業計画及び事業の実施に要する経費に関する調書を別記様式第1号により作成し、別途知事が指定する日までに知事に提出するものとする。

(補助金の額の内示)

第6条 知事は、前条の規定による計画書の提出があったときは、当該計画書の審査および必要に応じて行う事情聴取等によりその内容を審査し、補助事業として適当と認めるときは予算の範囲内で必要な調整を行ったうえで、補助金の額の内示を行うものとする。

(交付申請)

第7条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、別記様式第2号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて提出するものとし、提出期限については別途通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合には、軽微な変更を除き、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具およびその他財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）」に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この県補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることができる。
- (6) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合には、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）」に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

- (8) 補助事業者が(1)から(7)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または

一部を県に納付させることがある。

(交付申請の取り下げ)

第9条 補助申請者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、その交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画の変更および中止の承認等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、次の各号の一に該当するときは、すみやかに変更(中止)承認申請書(別記様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業計画を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更は除く。

(2) 事業を中止または廃止しようとするとき。

2 知事は、第1項の承認をする場合は、条件を付することができる。

(実績報告)

第11条 規則第12条に規定する実績報告は、別記様式第4号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて、事業完了後1ヶ月(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認通知を受理した日から起算して1ヶ月)または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(標準事務処理期間)

第13条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

(1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、第7条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。

(3) 規則第13条の規定による額の確定は、第11条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(検査)

第14条 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施に係る資料の提供等の協力を求めることができるものとする。また、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

(その他)

第15条 知事は、規則またはこの要綱に定める事項のほか、この補助金の交付に関し必要な事項につ

いて、その都度これを定める。

(電子情報処理組織による申請等)

第16条 補助事業者は、第5条の規定に基づく事業計画の策定、第7条の規定に基づく交付申請、第10条の規定に基づく変更(中止)承認申請および第11条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(附 則)

この要綱は、令和6年6月7日から施行し、令和6年度の補助金に適用する。

別表

補助対象経費、補助率および補助限度額

1. 基準額	2. 対象経費		3. 補助率及び補助限度額
1 病院あたり 2,500,000円	補助対象事業の実施に要する次の経費 ※補助対象経費は消費税および地方消費税を除く		補助率は補助対象経費の2分の1以内とし、補助限度額は、1病院あたり1,250千円以内とする (訪問診療用自動車については、1病院あたり750千円を上限)
	経費の区分	経費の内容	
	報償費	外部講師謝金	
	旅費	外部講師の招へいにかかる旅費	
	需用費	印刷費(研修会・会議のチラシ、資料マニュアル作成)、消耗品費	
備品購入費	訪問診療や往診等に必要となる訪問診療用備品(訪問診療用自動車 ^(注1,2) 、医療資器材 ^(注3) 、タブレット型コンピュータ ^(注4))や院内拠点の環境整備に必要となる備品(webカメラ、マイク・スピーカー、大型モニタ)の購入にかかる経費		

(注1) 訪問診療用自動車は、軽自動車もしくは排気量1,500cc以下の普通乗用車に限る。また、原則訪問診療のみで利用することを前提としており、購入時には病院名等の記載が必要。

(注2) 訪問診療用自動車整備に対する助成は、本体価格のみが対象となり、諸経費等(重量税、自賠責保険料、車庫証明費用、各種オプション等)は助成対象外。

(注3) 医療資器材は、原則ポータブルタイプのものとし、普段の外来等で転用可能なもの(マスク、ガーゼ、テープ、消毒液等)は対象外。

(注4) タブレット型コンピュータの導入については、(ア) 購入したタブレット型コンピュータで滋賀県医療情報ネットワーク「びわ湖あさがおネット」を使用すること、(イ) 購入したタブレット型コンピュータを法定耐用年数が経過するまで病院の訪問診療に使用することを誓約できることを要す。